（一社）日本ボクシング連盟 公認セカンド制度に関する規程改正案　050123

項目	改定後	改定前
4 公認セカンド制度の講習会及び試験について	Ｂ・Ｃ級 ① Ｃ級は各都道府県連盟が、Ｂ級は各ブロック連盟が必要に応じて適宜実施する。 ※事前に、日連に対して実施要項と受講者名簿を送付し承諾を受ける。 ② 各都道府県連盟若しくは各ブロックが講習会（ｅ－ラーニングによる受講も可）を開催し、セカンドに必要な役割等を講習する。終了後、誓約書（署名捺印が必要）を提出し、日連が資格認定する。ただし、Ｂ級については講習後に試験を行い査定し、日連が資格認定する。	Ｂ・Ｃ級 ① 各都道府県連盟が必要に応じて適宜実施する。 ※事前に、日連に対して実施要項と受講者名簿を送付し承諾を受ける。 ② 各都道府県連盟が大会前にオンライン講習会（ｅ－ラーニング）を利用し，セカンドに必要な役割を講習することができる。終了後、誓約書に署名捺印の上、セカンド資格を日連が認定する。